

湖西市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月4日

湖西市長 田内 浩之



湖西市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱 の一部を改正する要綱

湖西市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年湖西市告示第366号）の一部を次のように改正する。

別表自立生活支援用具の部頭部保護帽の項中「12,160」を「17,500」に改め、同部歩行時間延長信号機用小型送信機の項中「7,000」を「12,000」に改め、同表在宅療養等支援用具の部中ネブライザー（吸入器）の項から吸引器・ネブライザー両用器の項までの規定中「（原則として学齢児以上の者）」を削り、同表情報・意思疎通支援用具の部点字ディスプレイの項中「383,500」を「430,000」に改め、同部点字タイプライターの項中「63,100」を「82,000」に改め、同部視覚障害者用音声コード読上げ補助アダプタの項を削り、同部視覚障害者用読書器の項中「198,000」を「250,000」に改め、同部視覚障害者用小型拡大読書器の項中「29,800」を「35,900」に改め、同部人工喉頭の項中「70,100」を「73,000」に改め、同部埋込型人工喉頭用人工鼻の項中「23,760」を「28,600」に改め、同部人工内耳用電池の項中「28,080」を「28,600」に、「17,280」を「17,600」に改め、同部に次のように加える。

暗所 視支 援眼 鏡	夜盲又は視 野狭窄の症 状を有する 障害者であ って、白杖 を使用した 単独歩行が 可能で、医	夜盲又は視 野狭窄の症 状を有する 障害児であ って、白杖 を使用した 単独歩行が 可能で、医	画像入力装 置を見たい ものにかざ すことで、 明るく拡大 された画像 等を目の前 のモニター	画像入力装 置を見たい ものにかざ すことで、 明るく拡大 された画像 等を目の前 のモニター	8年	395,000
---------------------	--	--	--	--	----	---------

	師の意見書 等で有用性 及び安全性 が認められ る者又は同 程度の障害 を有する難 病患者（実 機を体験し 給付が必要 であると認 められるも のに限 る。）	師の意見書 等で有用性 及び安全性 が認められ る者（原則 として学齢 児以上の 者）又は同 程度の障害 を有する難 病患者（実 機を体験し 給付が必要 であると認 められるも のに限 る。）	に映し出せ るもの	に映し出せ るもの		
--	--	--	--------------	--------------	--	--

別表排泄管理支援用具の部ストーマ装具の項中「8,600」を「8,900」に、「11,300」を「11,700」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に給付の決定をした日常生活用具給付事業から適用し、同日前に給付の決定をした日常生活用具給付事業については、なお従前の例による。